

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

私たちの生活や事業活動には、電気やガス・ガソリンなどのエネルギーが必要です。これらのエネルギーの多くは、石油や石炭などの化石燃料から作り出されており、その消費に伴って大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度が上昇し、世界的に地球温暖化が進行しています。

実際、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2014年に公表した第5次評価報告書によると、「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、「人為起源の温室効果ガスの排出は、工業化以前の時代以降増加しており、（略）他の人為的要因と併せ、（略）20世紀半ば以降に観測された温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高い」とされています。

2018年に公表されたIPCC 1.5 特別報告書では、「世界の平均気温は産業革命前に比べ既に約1.0 上昇しており、地球温暖化が今のペースで続くと、早ければ2030年には世界の平均気温は産業革命前より1.5 上昇に達する可能性が高く、気温上昇を1.5 に抑えるには、2050年前後に二酸化炭素の排出量を“実質ゼロ”にすることが必要」とされています。さらに、2019年に公表されたIPCC 土地関係特別報告書と海洋・雪氷圏特別報告書では、それぞれ、「世界の陸域の平均気温は産業革命前より1.53 上昇し、気温上昇、雨の降り方の変化、異常気象の頻発などにより、世界各地で食料確保への影響が顕在化しているほか、砂漠化や土地の劣化が起きている。」「世界の平均海面水位は、この100年ほどで最大21cm 上昇し、地球温暖化が今のペースで続くと今世紀末に平均海面水位が最大110cm 上昇するおそれがある。」ことが報告されています。

こうした地球温暖化の影響や将来予測に対し、国際的な取組として、2020年から本格始動した「パリ協定」では、世界共通の長期目標として「世界全体の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2 より低く保ち、1.5 に抑える努力をする。そのため、できるだけ早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる。」ことを掲げ、各国が様々な対策に取り組んでいます。

国では、パリ協定に関する「日本の約束草案（2015年に国連へ提出）」の実現に向け、2016年に「地球温暖化対策計画」を策定し、「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26%削減」という中期目標と、「2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指す」という長期目標を掲げています。

また、2019年には「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を策定し、「今世紀後半のできるだけ早期に“脱炭素社会（温室効果ガス実質排出ゼロ）”の実現」との目標を掲げ、さらに2020年10月に日本政府として「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す。」ことが宣言されました。

この宣言の中では、「成長戦略の柱に経済と環境の好循環を掲げて、グリーン社会の実現に最大限注力する」ことや、「温暖化への対応は経済成長の制約では

なく、積極的に温暖化対策を行うことが、産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要である」ことも明言されており、今後は地球温暖化対策という環境対策と経済対策の相乗効果による「グリーン社会の実現」が日本の基本方針となっています。

一方で、気候変動の影響（水害・土砂災害や熱中症搬送者数の増加など）が既に生じており、今後、長期にわたり拡大・深刻化するおそれがあることから、2018年に気候変動適応法を施行し、これらの影響による被害を予防・軽減するための対策である「適応策」を法的に位置付けました。これにより、温室効果ガス排出抑制策である「緩和策」と「適応策」を車の両輪として地球温暖化（気候変動）対策を推進しています。（図1-1）

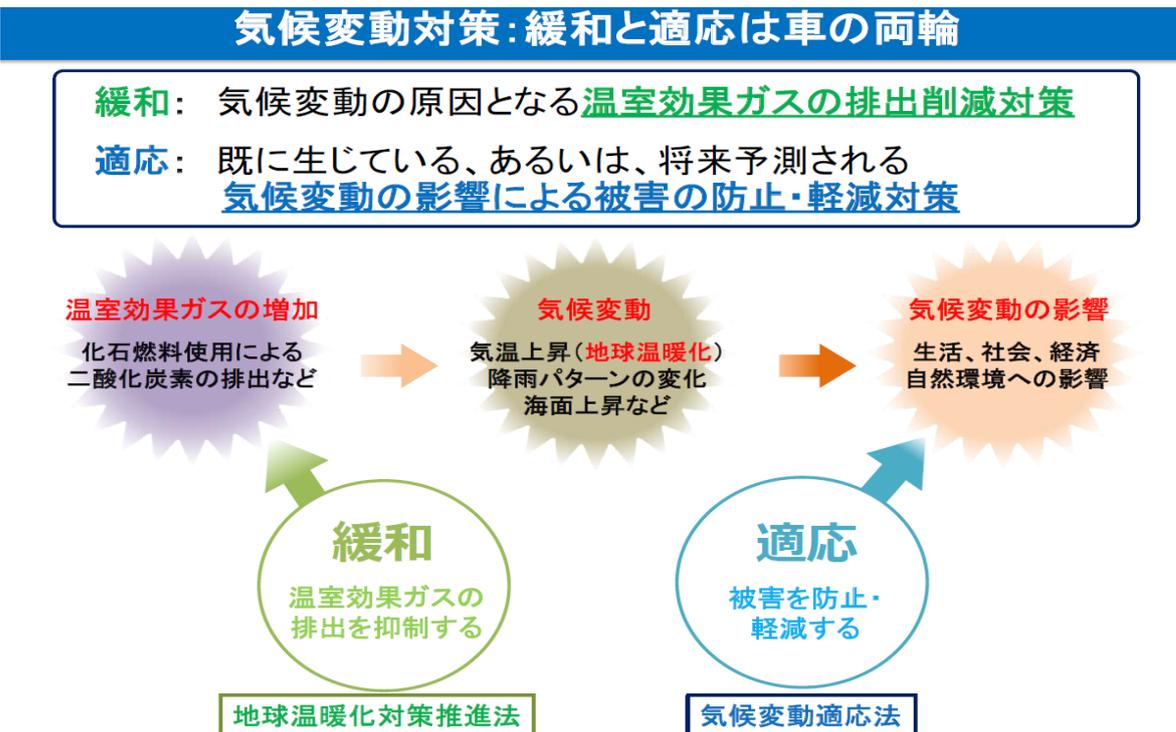


図1-1 緩和策と適応策の関係（出典：環境省）

本県では、2013年に「長崎県地球温暖化対策実行計画」を策定し、県、市町、県民や事業者、NPO等の各主体と連携しながら、緩和策と適応策に取り組んでおり、2017年には「長崎県地球温暖化（気候変動）適応策」を公表し、同実行計画に盛り込んでいた適応策をより具体化して取組を推進しています。

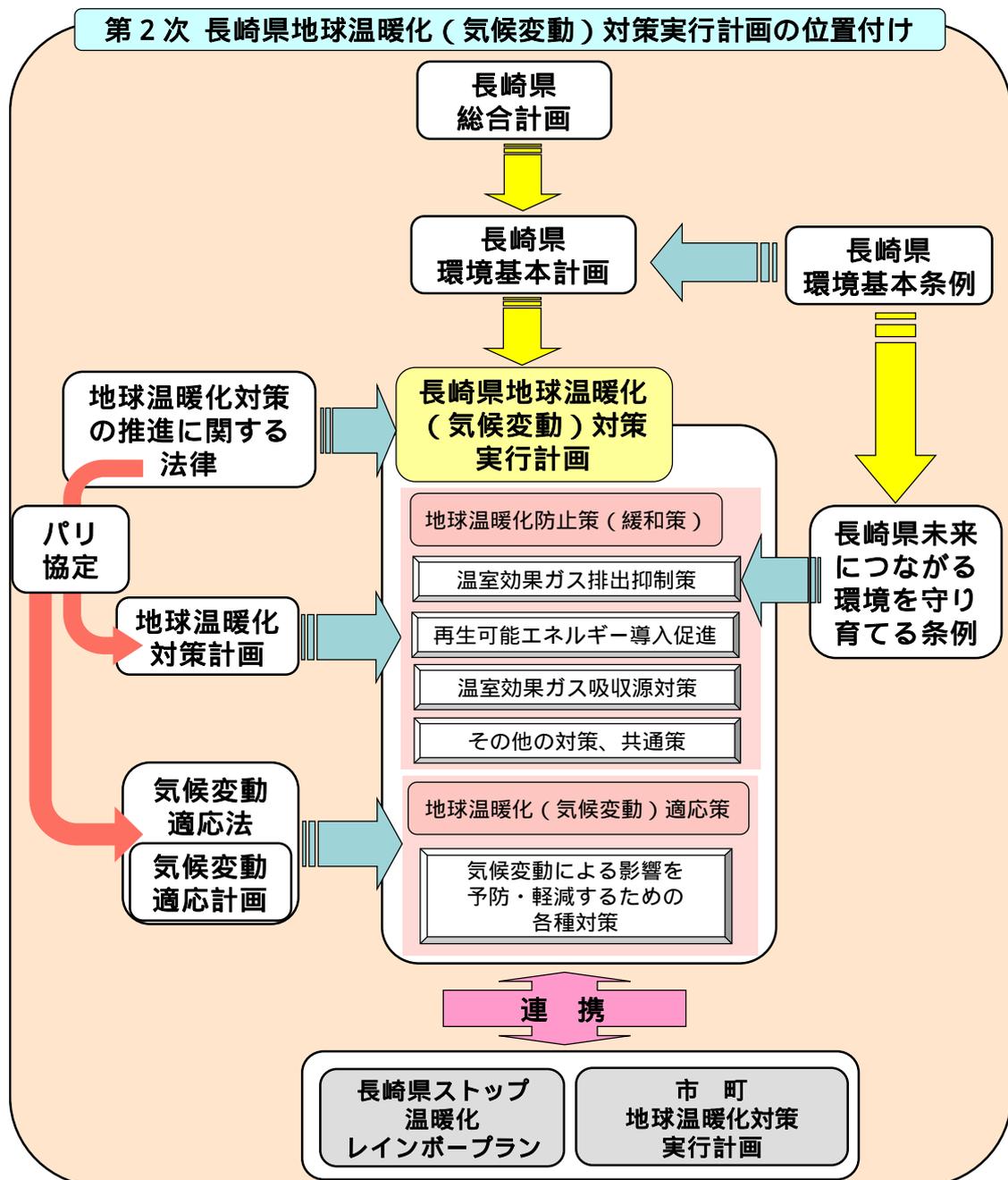
こうした中、本県でも今世紀末には、平均気温が20世紀末に比べ3.5以上上昇するとの予測結果が示されており、地球温暖化対策は喫緊の課題となっています。

以上のような国内外の地球温暖化問題を取り巻く情勢の変化や、本県における影響の拡大・深刻化のおそれを踏まえ、地球温暖化（気候変動）対策を更に進めていくために、「第2次長崎県地球温暖化（気候変動）対策実行計画」を策定するものです。

第2節 計画の位置付け

本計画は、本県の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制や気候変動による影響の予防・軽減等のための対策・施策を総合的に、かつ、計画的に推進するためのものであり、現行法令や本県のその他の計画を踏まえ、次のとおり位置付けるものとします。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条第3項に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」
- (2) 気候変動適応法（平成30年法律第50号）に基づく「地域気候変動適応計画」
- (3) 長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025（以下「長崎県総合計画」という。）長崎県環境基本計画（第4次）に関する個別計画



第3節 計画期間

本計画の計画期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。

なお、国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画のほか、今後の社会経済情勢等の変化を踏まえて、本計画期間の中間年度（2025（令和7）年度頃）を目途に見直すこととします。

計画期間：2021年度～2030年度

第4節 対象とする温室効果ガス

本計画で対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定される温室効果ガスと同じで、次の7種類とします。（表1-1）

表1-1 温室効果ガスの種類と地球温暖化係数

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数	概要（発生源・特徴など）	
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	代表的な温室効果ガス。化石燃料の燃焼や工業過程における石灰石の消費などで排出されます。我々の日常のエネルギー消費を伴う生活や事業活動と密接に関係しており、本県の場合、温室効果ガス全体の約9割を占めています。	
メタン（CH ₄ ）	25	稲作や畜産（家畜のゲップ、家畜排泄物の処理過程など）など農業分野から排出されるものが大半を占めており、廃棄物の埋立からも発生します。	
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	農業分野（家畜排泄物の処理過程など）から排出されるものが大半を占めており、燃料の燃焼によっても排出されます。	
代替フロン等4ガス	ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）	12～14,800	エアゾール製品（スプレー、発泡剤など）、冷蔵庫・エアコンの冷媒や半導体洗浄に使用されています。オゾン層を破壊しませんが、強力な温室効果があります。
	パーフルオロカーボン類（PFCs）	7,390～17,340	主に半導体・電子部品等の製造や洗浄・溶剤などに使用されています。強力な温室効果があります。
	六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	22,800	主に変電設備に封入される電気絶縁ガスとして使用されています。強力な温室効果があります。
	三ふっ化窒素（NF ₃ ）	17,200	半導体製造などに使用されています。強力な温室効果があります。

地球温暖化係数：温室効果の程度を示す係数。二酸化炭素を基準として（1とした場合）どれだけ地球温暖化の影響があるかを表すものです。地球温暖化対策推進法施行令第4条で温室効果ガスの種類ごとに規定されています。